ベンツ白皿号資料



*看板サイズ 900×3000 *オーニング 3m

*全長:571cm *全幅:194cm *車高:284cm

キッチン部分 前部→後部



キッチン部分 後部→前部



3層シンク

電源盤



TOTAL PROPERTY AND A STATE OF THE STATE OF T

給湯器



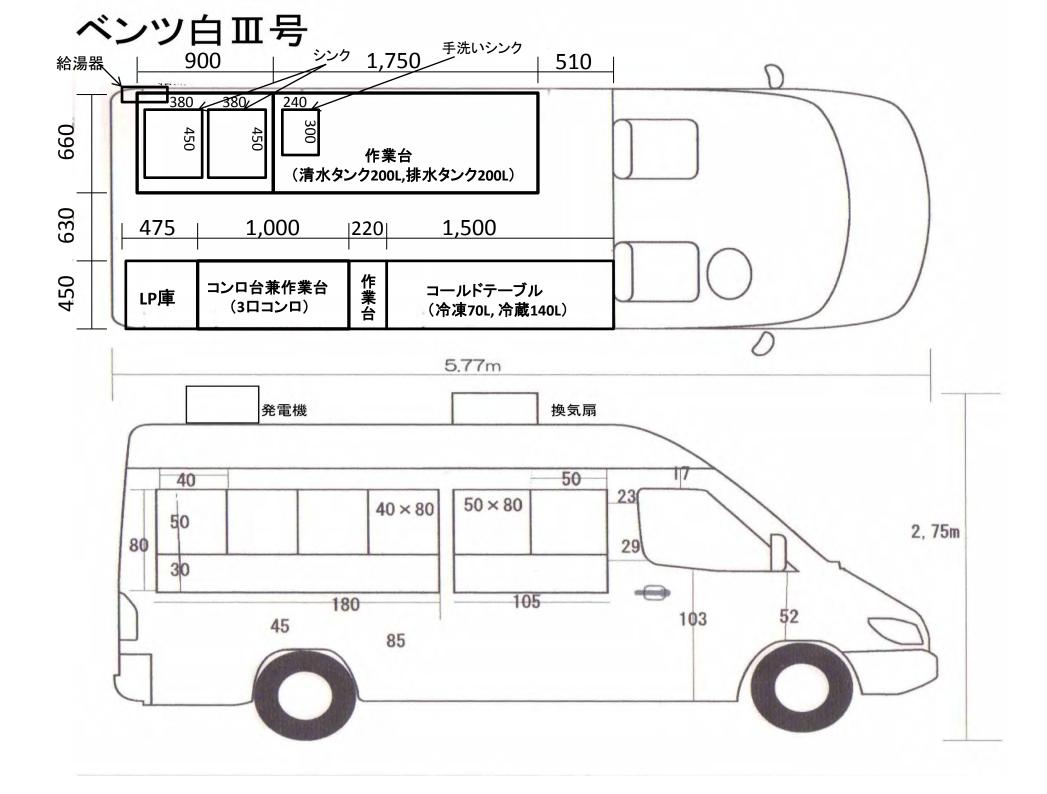


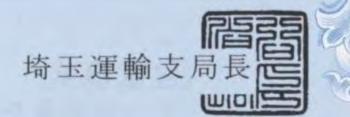
業務用3口コンロ

1.6kw発電機









自動車検査証

日 助 中 火 且	PIL			WITH THE PARTY OF			
自動車登録番号又は車両番号 登録年月日/交付	7年月日 初度登録年月	自動車の種別	用途自家用	目・事業用の別		車体の形	状
平成	平成			- A PALL THE RESIDENCE OF THE PARTY OF THE P		HILLIAN .	
熊谷 800 す 4086 24年10月	22日 12年 3月	普通	特種自家	用	加工車		[630
(1) 中国 (Q Jiling	乗車定員	最大積	載 量	車 向 重	量車「	山 総 車 量
	90		L. Care	(The same	1/2	
メルセテス・ベンツ	[851]	2), E +	(a)	古キ	前前動重	620kg	5030
車が台番り号		長った。	幅			用 板 靶 里 板 用	
WD D 0 0 2 4 6 9 9 D 0 9 4 9 5 5		571 _{cm}	194 _{cm}			in Julian Millian	
WDB9034622P984255 型 式 原動	か機の型式	総排気量又は定格出力	然	料の種	類 類	型式指定番号	類別区分番号
		LW LW			51174		
KC-903462 6028	2.87	軽油			100/00	101 X 010 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
所有者の氏名又は名称 有限会社 アールシステム							-11084
所有者の住所依工則派公古振力口6つ							
埼玉県深谷市折之口63					111111111111111111111111111111111111111		11517 0173
使用者の氏名又は名称							
***							No. 0. 2. 0 (2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.
使用者の住所							

使用の本拠の位置					11111100	CONTRACTOR OF STREET	
大為地里の漢字士z n 平成							
有効期間の満了する日 10月 21日 年	B						
備考							Part of the state
[熊谷],新規登録							
自動車重量税額 ¥32,800			6. (4004)		/ X () X		TSQ AND D
使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の	使用の本拠はNO			CLIDE A		PROPERTY OF THE PROPERTY OF TH	
x · PM対策地域内です。				-900	The same of the		
[走行距離計表示值] 1 4 5, 4 0 0 km (平成 2	4年9月19日)		9	A PROPERTY OF THE PARTY OF THE			100 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
[旧走行距離計表示值] 135,900km (平成			14 1000000			XIIII	
	R/1 8				SN PHILIPPIN		A CALL OF
平成13年特種構造要件適用車		1 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-			The state of the s		
以下余白	SUM	ISBULLY Y		TA TAKE BUREAU AND A STREET			
		1	Committee of the Commit	CATTE SACRETA		PER CONTRACTOR OF THE	
			HITTHER PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY OF				









()(国土交通省)(

営業許可書

営業者住所 埼玉県深谷市折之口63番地

営業者氏名 有限会社アールシステム

[法人の場合は、その名称 及び主たる事務所の所在地]

平成 24年 10月 31日付けで申請のあった営業については、 食品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可します。

平成 24年 10月 31日

新宿区保健所長 福内 恵子

記



1 営業所の所在地

都内一円

2 営業の種類 飲食店営業(自動車)

3 営業所の名称、屋号又は商号 ベンツ白Ⅲ号

4 許 可 条 件

本許可の効力は

平成 24年 10月 31日から

平成 29年 10月 31日までとする。

生ものは提供しないこと。営業車内での調理及び加工は、小分け、盛り付け、加熱処理等の簡単なものに限ること。

1 この処分について不服がある場合には、この許可書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して 審査請求をすることができます(なお、この許可書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分が あつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この許可書を受け取つた日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において 新宿区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この許可書を受け 取つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消 しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決 があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ○本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意志のある方は、許可期限満了 注意 の約1か月前に許可更新申請書を忘れず提出して下さい。
 - ○申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条別表2の施設基準に合致 せぬ場合は許可されません。あらかじめ改善しておいて下さい。
 - ○許可書又は許可済標識は、必ず見やすいところに掲示して下さい。

		届	出	事	項		
収受年月日 及び 収受番号	件					名	ED
第一号							印
第号							FII
第号							ED